

FAX 049-227-3005

カーショップワンダフル宛

オークション出品代行申込書

オークション出品代行契約約款に同意し、お申込み致します。

平成 年 月 日

甲：委託者	乙：受託者
ご住所	〒350-0314 埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘 3-18-13
ご氏名 様 印	Car Shop Wonderful (カーショップワンダフル)
電話番号	電話番号 049-298-0616
ご勤務先名	
ご勤務先電話番号	

1. 契約車両

車名	年式	平成 年
グレード	車検期限	平成 年 月
車台番号	走行距離	約 km
車両状態	修復歴・冠水歴 あり・なし	左記補足、その他不具合など
レンタカー歴	あり・なし	
メーター巻き戻し	あり・なし	
メーター交換	あり・なし	
色替え	あり・なし	
走行上の不具合	あり・なし	
交通違反金の滞納	あり・なし	

2. 引渡し日時・場所

日付	時間	場所

3. 最低落札希望額

円

4. 乙の手数料、その他諸費用（消費税抜き）

オークション出品代行手数料（成約時のみ）	4万円～落札額の5%
入庫費（当店からオークション会場）	12,000円～
オークション会社への出品料	15,000円～
オークション会社への再出品手数料 （再出品の都度かかります）	1,500円
オークション会社への成約料（成約時のみ）	15,000円～
陸送費（お客様自宅から当店へ）	実費

5. お申込金 10,800円（消費税別）

お申込金は、ご成約時にはオークション出品代行手数料に充当し、キャンセル時には事務手数料に充当するものといたします。

6. お客様振込先口座

金融機関名	支店名	種類 (当座・普通)	口座番号	口座名義(カカナ)

オークション出品代行契約約款

【甲】 委託者：(ご契約者様)

【乙】 受託者：

〒350-0314 埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘 3-18-13

Car Shop Wonderful (カーショップワンダフル)

TEL.049-298-0616

第1条<引渡書類>

甲は、オークション出品代行申込書記載の車両（以下車両といいます）の登録名義の変更
手続に必要な書類、及び甲が指定する付属品全てを、車両のオークション日前日までに、
乙に預けるものとします。

第2条<落札価格証明書>

乙は、オークション成約日から3日以内に、落札価格証明書となるオークション会社発行
の計算書を、甲あてにFAXまたはメールにて送付するものとします。尚、乙がオークシ
ョン会社発行の計算書を偽造した場合、落札価格の2倍の現金を、甲に対し、支払うもの
とします。

第3条<自賠責保険料>

車両に車検残がある場合、次回車検時までの自賠責保険料は、甲の責任において完納され
ていることを前提とします。万一、完納されていない場合は、未払分は甲の負担とします。
2 オークション落札価格には、自賠責保険料未経過相当額を含むものとします。

第4条<自動車税>

車両の当該年度の自動車税は、甲の責任において完納されていることを前提とします。万
一、完納されていない場合は、未払分は甲の負担とします。また、普通車で落札店が抹消
登録した場合は、名義変更を行った翌月から3月までの自動車税が、税務署から甲に還付
されます。落札店が名義変更をした場合は、名義変更を行った翌月から3月までの自動車
税を当店がお支払いいたします。名義変更が完了するまでの自動車税は、甲が負担するも
のとなります。(軽自動車の場合、自動車税は還付されません)

また、落札店が名義変更を行った後で、落札日と同年度中に抹消登録された場合、抹消登

録が行われた日の翌月から3月までの自動車税が、税務署から甲に還付されます。(これにより、甲は二重に自動車税を受け取ることとなります) 甲が二重に受け取る分の自動車税は、乙が抹消登録証明書のコピーを添付した上で甲に請求します。甲は、乙から自動車税を請求された場合は、自動車税の還付通知を受け取る前であっても、請求された日から7日以内に乙指定の口座に振り込むものとします。

期日内にお振込みいただけない場合は、1日ごとに100円の遅延損害金と、ご請求に関してかかった費用の実費をお支払いいただきます。

第5条<車両の名義変更>

車両に車検残がある場合、車両の名義変更は、落札後3ヶ月以内に行うものとします。これを過ぎた場合、乙は甲に対し、7日ごとに1万円の違約金を支払うものとします。(抹消出品の場合、登録の期限はありません)

第6条<誠実な申告>

甲は乙に対し、オークション出品代行契約書中の車両状態につき、誠実に申告するものとします。また、その他重要事項がある場合も、必ず乙に対し、誠実に申告するものとします。万一、虚偽の申告、申告漏れ、交通違反金の滞納、クレーム期間中に不具合が発生した場合などは、甲はそれにより発生する問題につき、オークション会社の裁定に従っていただくなど、一切の責任を負うものとします。

第7条<担保権等の処理>

車両について、本契約締結後に抵当権等の担保権の設定または差押等の事実が判明した場合には、甲の責任において、直ちに担保権または差押等の解除の処理を行うものとします。

第8条<オークションで成約とならなかった場合>

車両が、オートオークションにおいて、甲の最低希望額に達せず、成約とならなかった場合、乙は一切責任を負わないものとします。

第9条<契約の撤回>

甲はお申込の意思表示後、オートオークションの2日前までであれば、オークション出品代行契約を撤回することができるものとします。但し、その場合、甲は陸送費(お客様当店-会場の運搬にかかったすべての費用。お車を返却する際の費用も含みます)・オークション出品料・オークション事務手数料(10,800円)などを負担するものとします。

す。この場合は清算書を発行し、キャンセル費用のお振込みを確認後お車を返却します。

第10条<搬送中の事故など>

陸送会社が、オークション会場に車両を搬送する途中、また保管している間に、車両に損傷を与えた場合、陸送会社が加入する損害保険により、その損害を賠償するものとします。

これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

第11条<オークション会場に搬入後の事故など>

オークション会場に車両を搬送した後、部品の盗難、車両に大きな損傷を受けた場合は、オークション会場の対応に従うものとします。

これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

第12条<オークション会社の検査員が記載する車両状態図、評価点について>

甲は、オークション会社の検査員が記載する車両状態図、評価点について、乙またはオークション会社に対し、クレームをすることはできないものとします。

これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

第13条<不可抗力等>

天災地変、戦争、内乱、内外の法令の改廃・制定、公権力の処分、ストライキ、経済情勢の著しい変動、その他不可抗力により、車両が損傷を受けた場合、あるいは本契約の履行不能または遅延が生じたときは、乙は一切責任を負わないものとします。これに対し、甲は一切異議を述べないものとします。

第14条<紛争が生じた場合>

契約に定めのない事項または本契約の内容等に疑義が生じた場合は、当店・契約者双方が誠意を持って協議し、円満な解決を図るものとします。万一、甲乙間で紛争が生じた場合は、埼玉地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることとします。

これに対し、甲は一切異議を述べないこととします。

2017年10月1日改定